

令和5年(2023年)5月25日

【北海道カーボンファーム推進協議体 参画に当たっての留意事項】

北海道カーボンファーム推進協議体(以下「協議体」という。)は、趣旨に賛同する多くの方に参画いただき、情報の発信と共有、構成員間の協働を促進して、道内のカーボンファームの推進を図ることとしておりますので、参画に当たっては、下記事項について留意願います。

記

1 個人情報など登録情報の取扱いについて

(1) 構成員名簿等の掲載・公表について

ア 構成員への名簿の公開

協議体は、構成員同士の情報共有や協働を目的としていますので、次の事項を構成員に公開します。なお、構成員に公開された名簿を第三者へ提供する等、北海道カーボンファーム推進協議体の活動以外に使用することを禁じます。

【構成員への公開事項】

①法人・団体・個人名、②担当部署名、③担当者氏名、④業種、⑤所在市町村、⑥電話番号、⑦連絡先メールアドレス、⑧カーボンファームに関して現在取り組んでいること又は取り組もうとしていること、⑨カーボンファームに関して提供できるノウハウや技術など、⑩公開しているホームページ等の URL

イ ホームページへの名簿の公開

協議体への参画を検討している方に対し、検討の参考情報として提供することを目的として、公表することに承諾いただいた構成員の次の事項について、ホームページに公開します。

【ホームページへの公開事項】※公表に承諾いただいた構成員のみ

①法人・団体・個人名、②業種、③所在市町村、④公開しているホームページ等の URL

(2) 個人情報の利用目的

当協議体への参画に伴い収集させていただく個人情報は、当協議体からの業務案内、メールマガジンの送付、構成員間の協働及びこれに付随する業務に利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。

(3) 個人情報の第三者への提供・委託

収集した個人情報は、発送業務委託のため第三者に提供することがあります。この提供先以外には、法令に基づく場合を除き、収集した個人情報を第三者に提供・委託することはありません。

なお、構成員についても、公開された名簿を第三者へ提供する等、北海道カーボンファーム推進協議体の活動以外に使用することを禁じますので御留意願います。

2 構成員同士の協働について

(1) 協働の取組基準

構成員同士の協働による事業（以下「協働事業」という。）については、「北海道カーボンプラッキング推進協議体 情報提供・掲載のルール」の2の(1)から(3)を準用願います。

(2) 責任の所在

協働事業は、構成員が相互合意により行うことを基本とし、道がその取組や責任を担保するものでないことに留意願います。

3 反社会的勢力でないことの表明・確約について

参画申込には、以下の内容について、同意が必要です。

私（本参画者名義人（法人の場合には、当該法人の役員を含む。以下同じ。））は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この参画申込が取消されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切の私の責任といたします。

記

1 貴協議体への参画に際し、現在、次の号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前号に準ずる者

2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴協議体の信用を毀損し、又は貴協議体の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為